

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ		保険者番号	横手市	0	5	2	0	3	5	
被保険者氏名		被保険者番号								
生年月日	明・大・昭 年 月 日生	個人番号								
住所	電話番号									
住宅の所有者	被保険者との関係（ ）									
改修の内容	業者名									
	着工日		令和	年	月	日				
	完成日		令和	年	月	日				
改修費用	円									
<p>横手市長 あて</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。</p> <p>居宅介護（介護予防）住宅改修費は、次の方法で振り込んでください。</p> <p>（どちらかに<input checked="" type="checkbox"/>）<input type="checkbox"/> 施工事業者へ振り込み（別途「介護保険受領委任払いに係る委任状」を添付）</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 下記の口座へ振り込み（「口座振込依頼欄」に記入）</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 _____</p> <p>氏名 _____ ⑨ 電話番号 _____</p> <p style="text-align: center;">（申請者が被保険者本人以外の場合）本人との続柄 _____</p>										
口座振込 依頼欄	銀行・農協 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種目		口座番号			
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金 2 当座預金 3 その他 ()					
	フリガナ									
	口座名義人									

注意 裏面の手続き方法をご確認ください。

横手市 記入欄	着工日における要介護度		領収日における負担割合		《入力者印》	《窓口受付印》
	<input type="checkbox"/> 要支援（ ） ⇒ 予防給付 <input type="checkbox"/> 要介護（ ） ⇒ 介護給付		<input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 3割			
	添付書類 <input type="checkbox"/> 理由書 <input type="checkbox"/> 見積書 (事前申請用) <input type="checkbox"/> 写真、図面等 (<input type="checkbox"/> 承諾書)		滞納 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
	添付書類 <input type="checkbox"/> 領収証 (<input type="checkbox"/> 工事費内訳書) (本申請用) <input type="checkbox"/> 写真、図面等 <input type="checkbox"/> 口座が確認できるもの		給付制限 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			

住宅改修費が支給されるまでの流れ

1. 介護支援専門員への相談

※改修前に必ずご相談下さい

2. 改修前の申請

(必要書類)

- ・住宅改修を必要とする理由書
- ・見積書及び内訳書
- ・改修前の状況のわかる写真等
- ・完成予定の状況のわかるもの
- ・住宅所有者の承諾書

※本人名義の場合は不要




※住宅改修を必要とする理由書の作成は、

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）
- ・作業療法士
- ・福祉住環境コーディネーター2級以上等の有資格者に限られております

※改修前の申請に提出していただいた書類は、審査後にいったん返却いたします。

3. 住宅の改修・代金の支払

4. 改修完了後の届出

- ・住宅改修費支給申請書 
- ・領収証及び工事費内訳書
- ※工事費内訳書は費用が事前申請時の見積額と異なる場合のみ
- ・改修後の状況のわかる写真等
- ・被保険者本人口座のわかるもの
- ・改修前の申請に使用した必要書類



5. 支給決定

※原則、改修後の届出をした翌月末に支給されます

【注意】改修前の申請がない場合は支給対象外です。

書類上の不備や改修内容が支給対象外などの理由のほか、**改修前の申請がない場合も住宅改修費が支給されません**ので、必ず改修前に担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。

詳しくは、最寄りの地域局窓口または高齢ふれあい課までお問い合わせください。